

○高森町河川清掃報奨金交付要綱

令和8年3月31日要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、町内河川の環境保全及び地域の防災力の向上並びに河川愛護意識の高揚を図るため、地域住民が自主的に実施する河川清掃活動（以下「河川清掃」という。）に対し、予算の範囲内において報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 報奨金の交付対象となる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 区
- (2) 地区
- (3) 常会
- (4) 組合
- (5) 任意団体

2 前項の規定にかかわらず、町から河川清掃と同様の取組みに対する補助金等の交付を受けている団体は、報奨金の交付対象としない。

(対象河川)

第3条 報奨金の対象となる河川は、町内に所在する次に掲げる河川とする。

- (1) 一級河川
黒沢川
新井川
江戸ヶ沢川
唐沢川
引張川
宮沢川
南大島川
大島川
胡麻目川
田沢川
寺沢川

大沢川

(2) 準用河川

相ノ沢川

袋ヶ沢川

(3) 普通河川

間ヶ沢川

大井川

院殿ヶ沢川

和泉洞川

小胡桃沢川

市ノ沢川

洞ノ沢川

(河川清掃の定義)

第4条 報奨金の対象となる河川清掃は、次に掲げる作業とする。

(1) 河川敷及び河川内の除草

(2) 河川敷及び河川内にある支障木の伐採

(3) その他河川の流下能力の確保又は維持管理に資する作業で町長が認めるもの。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、参加人数に作業時間を乗じたものに、30分当たり500円を乗じて得た額とする。

2 作業時間は30分を最小単位とし、30分未満の時間は算入しない。

2 参加者1人1回当たりの報奨金の上限額は3,000円とする。

3 報奨金の交付対象となる河川清掃は、同一年度において1人当たり2回を上限とする。

(交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする団体は、河川清掃を実施した後、町長に次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 河川清掃報奨金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

(2) 参加者名簿(様式第2号)

(3) 河川清掃の実施状況が確認できる写真

(4) 河川清掃報奨金請求書(様式第3号)

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは報奨金の交付を決定するものとする。

(報奨金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(安全管理・事故責任)

第9条 河川清掃を実施する団体は、作業に当たり安全確保に十分配慮するものとする。

2 河川清掃の実施に伴い事故又は損害が発生した場合は、当該団体は速やかに町長に報告するものとする。

3 町は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じ関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

河川清掃報奨金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

高森町長 様

申請者 団体名.....

代表者名.....

住 所.....

連絡先.....

次のとおり河川清掃を実施しましたので、報奨金の交付を申請します。

1. 実施河川名

2. 実施年月日 令和.....年.....月.....日 (.....)

3. 作業時間 午前・午後.....時.....分 ~ 午前・午後.....時.....分

4. 参加人数人 (参加名簿は別紙のとおり)

5. 報奨金額円

6. 作業内容

.....

.....

(添付書類)

- ・参加者名簿 (様式第 2 号)
- ・河川清掃の実施状況が確認できる写真
- ・請求書 (様式第 3 号)

河川清掃報奨金請求書

令和 年 月 日

高森町長 様

申請者 団体名.....

代表者名.....^印

住 所.....

連絡先.....

河川清掃報奨金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

【振込先】

金融機関		支店・支所名
口座種別	口座番号	口座名義人